

(趣旨)

第1条 京都市火災予防規程(以下「規程」という。)第115条の規定により、消防法施行令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又は当該用途に供する部分(以下「旅館、ホテル等」という。)における夜間の火災発生時の自衛消防隊が対応すべき実施事項(以下「実施事項」という。)を示すとともに、自衛消防訓練(以下「訓練」という。)の検証方法を定める。

(指導対象)

第2条 本指導マニュアルは、規程第31条に規定する検証対象物に該当する旅館、ホテル等における夜間を想定した訓練において使用する。

(訓練検証者)

第3条 訓練の検証を行う検証員及びその責任者(以下「検証責任者」という。)を置く。

2 検証員及び検証責任者は消防職員とする。

3 検証員は、担当する自衛消防隊長又は隊員(以下「隊長等」という。)の行動の確認及び時間測定を行い、隊長等の活動を検証する。

4 検証責任者は、各検証員の検証結果を総合して、訓練全体の検証を行う。

(訓練実施者)

第4条 訓練を実施する隊長等は、実際に夜間業務に従事している者とし、通常夜間業務を行う人数で実施する。

(出火場所の設定及び事前準備)

第5条 訓練における出火場所は、次の各号に掲げる旅館、ホテル等の階数(地階を除く。)に応じ、原則として当該各号に定める客室のうち、出火場所の確認を行うこととされている隊長等の待機場所から最も遠いと考えられる客室とする。

(1) 2階以下 1階にある客室

(2) 3階及び4階 客室のある最上階より1階下の階にある客室

(3) 5階以上 最上階より2階下の階にある客室

2 旅館、ホテル等が複数棟からなる場合は、最大客室数を有する棟に設定する。

3 出火場所とした客室内に、火災の発生場所を示す赤色回転灯等の目印(以下「赤色灯等」という。)を設置し、施錠する。

4 訓練は、原則として、前項の客室に設置されている自動火災報知設備(以下「自火報」という。)の感知器を作動させて開始する。

(活動限界時間の設定)

第6条 出火場所とした客室がある階(以下「火災階」という。)において活動できる時間として、次の表に掲げる活動限界時間を設定する。

条 件	活 動 限 界 時 間
消防法令に基づきスプリンクラー設備又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下「パッケージ省令」という。)第2条に規定するパッケージ型自動消火設備(以下「スプリンクラー設備等」という。)が設置されている場合	9 分
スプリンクラー設備等が設置されていない場合	6分(寝具類に防災製品が使用されているとき又は屋内消火栓設備若しくはパッケージ省令第1条に規定するパッケージ型消火設備(以下「屋内消火栓設備等」という。)を使用するときはそれぞれ1分加算する。)

内装制限はなされているが、客室と廊下の中に、欄間、ルーバー等の通気口があり、室内で発生した煙が廊下に流出する可能性があるとき。	5分(寝具類に防災製品が使用されているとき又は屋内消火栓設備等を使用するときはそれぞれ1分加算する。)
内装制限がなされていないとき。	3分(屋内消火栓設備等を使用するときは1分加算する。)

2 火災階以外の階（耐火建築物の場合は火災階の直上階以上の階，耐火建築物以外の場合は火災階以外の全ての階。以下「非火災階」という。）において活動できる時間として，火災階の活動限界時間と同じ活動限界時間を設定する。ただし，たて穴区画がなされている場合は3分を，活動限界時間に加えることができる。

(実施事項)

第7条 訓練における自衛消防隊の実施事項は，別表第1のとおりとする。

2 隊員が複数いるときは，実施事項を分担して行う。

(実施結果の検証)

第8条 訓練終了後，検証責任者は，各検証員の検証結果を取りまとめ，訓練結果記録書（別記様式。以下「記録書」という。）に記入する。

2 検証責任者は，前項の記録書を用いて，火災階及び非火災階の避難誘導が完了するまでの所要時間を算出し，活動限界時間を超えず，かつ，実施事項が適正に行われていると判断されれば，訓練の実施結果が良好であると認める。

3 活動限界時間を超えた対象物については，別表第2を参考とし所要時間を短縮するための改善を指導し，必要に応じ，再度訓練を行う。

(留意事項)

第9条 署長は，次に掲げる事項について留意して指導を行う。

(1) 旅館，ホテル等で作成された消防計画を尊重して行うこと。

(2) 宿直をすることとされている全従業員に指導を行うこと。

(3) 対応事項の順序並びに連絡及び指示の方法については，対象物の実態に応じて行うこと。

(検証対象物以外の対象物に対する指導)

第10条 署長は，検証対象物以外の旅館，ホテル等についても，この指導マニュアルに準じた指導に努める。

附 則

このマニュアルは，平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

1 実施事項

実施事項	実施内容
1 出火場所の確認	<p>(1) 隊長等は、原則として通常の場所で待機し、自火報の発報と同時に訓練を開始する。</p> <p>(2) 通常、隊長等が仮眠している場合は、仮眠場所で待機し、自火報の発報後15秒経過した後に訓練を開始する。ただし、仮眠場所に副受信機が設置されている場合は、直ちに訓練を開始することができる。</p> <p>(3) 隊長等は、速やかに受信機で出火場所の確認を行う。</p>
2 出火場所の状況の確認	<p>(1) 隊長等は、携帯電話等の通信手段、マスターキー、消火器その他の必要な物品を持ち、受信機の示す警戒区域内を検索しながら、マスターキーを用いて出火場所を確認する動作を行う。</p> <p>(2) 赤色灯等を発見すれば、その場で「火事だー」と2回叫ぶ。</p> <p>(3) 原則として、非常用エレベーター以外のエレベーターは使用できないが、停電時に必ず最寄りの階のフロアに停止して外に出られる停電時自動着床装置付きのエレベーターに限り、火災階の直下階まで使用できる。</p>
3 消防機関への通報	<p>(1) 隊長等は、原則として2段式通報要領で消防機関への通報を行う。</p> <p>(2) 火災通報装置が設置されている場合は、同装置を活用してもよい。その場合、第1報は同装置の火災通報ボタンにより通報する（自動火災報知設備と連動しているものは、自動通報となる。）が、第2報は状況により携帯電話等で通報することができる。</p> <p>(3) (1)及び(2)にかかわらず、隊長等の人数が2名以内の場合は、第2報の通報に対応することなく、原則として初期消火及び避難誘導を優先する。</p> <p>(4) 通報は、あらかじめ検証員が消防指令センターに了解を得て、実際に通報するものとする。ただし、通報訓練用の電話機、内線電話機等で模擬通報することができるものとする。</p>
4 消火器、屋内消火栓設備等による初期消火	<p>(1) 隊長等は、消火器、屋内消火栓設備等により、初期消火を行う。</p> <p>(2) 消火器を用いる場合は、放出体勢をとった時点から15秒間維持する。</p> <p>(3) 屋内消火栓設備等が設置されている場合は、原則として、消火器による初期消火の実施後に同設備を使用するものとし、放水体勢をとった時点から30秒間維持する。ただし、2人操作型の屋内消火栓設備等で初期消火を実施する隊員が複数いない場合は、消火器のみを使用する。</p>
5 宿泊者に対する情報伝達、指示及び排煙	<p>(1) 隊長等は、非常放送設備、業務用放送設備又は全客室に一斉に伝達される電話機（以下「非常放送設備等」という。）が設置されている場合は、当該設備等を用いて、宿泊客に対して次の情報伝達を行う。</p> <p>ア 自火報が鳴動すれば、感知器が作動し、係員が状況を確認している旨の放送を2回以上繰り返す。</p> <p>イ 火災が確定すれば、火災の発生と避難を促す放送を2回以上繰り返す。</p> <p>(2) 火災が確定すれば、「火事だー」と叫びながら、2客室伝達範囲の条件に応じた範囲の客室のドアをたたき、火災が発生した旨を知らせる行為を繰り返す。</p> <p>(3) 火災階の避難経路にある排煙設備等を作動させ、排煙活動を行う。</p>
6 避難誘導	<p>(1) 隊長等は、宿泊客を最も安全な経路により、安全な地点（特別避難階段（建築基準法施行令第123条第3項の規定による特別避難階段をいう。以下同じ。）の附室、たて穴区画がなされた階段室又は安全な地上等をいう。）まで避難誘導を行う。</p> <p>(2) 特別避難階段又はたて穴区画がなされた階段室があるときは、火災階以上の各階において、これらのうち1の附室又は階段室の入口付近で「ここから逃げてください」と2回叫ぶ。ただし、スプリンクラー設備等が設置されている場合は、火災階及びその直上階においてのみ行う。</p> <p>(3) 特別避難階段及びたて穴区画がなされた階段室が設置されていない場合</p>

	<p>は、火災階以上の各階において、直通階段のうち防火上最も安全と考えられる階段の入口付近で、「ここから逃げてください」と2回叫ぶ。</p> <p>(4) 音声により避難口を誘導する機能を有する誘導音装置付誘導灯が設置されている場合は、(2)及び(3)を実施する必要はない。</p> <p>(5) 非火災階の避難誘導の完了は、宿泊客が安全な地点まで避難を完了し、逃げ遅れがないことを確認した時点とする。</p> <p>(6) 避難誘導の完了後は、たて穴区画がある場合は、階段室の防火扉又は防火シャッターを完全に閉鎖する。</p>
7 自衛消防隊の現場指揮本部への報告等	<p>(1) 隊員は、実施した事項について、自衛消防隊長又はその代行者に報告する。</p> <p>(2) 避難誘導の完了後に公設消防隊が到着することとし、公設消防隊が到着すれば、自衛消防隊長又はその代行者は、活動状況を報告し、引き継ぎを実施する。</p> <p>(3) 公設消防隊への報告事項は、出火場所、火災の状況及び避難の状況とする。</p>

2 客室伝達範囲

注 客室伝達とは、客室のドアを叩いて、火災である旨を知らせる行為をいう。

条 件	範 囲
<p>1 各客室の内部に設けられている非常放送設備等を活用した伝達が可能であり、かつ、次に掲げるいずれかの条件を満たしている場合</p> <p>(1) 全ての客室に避難器具が設置され、又は安全な避難経路を有するベランダ等に面している。</p> <p>(2) スプリンクラー設備等が設置されている。</p>	不 要
2 共用部分に非常放送設備が設置されており、かつ、火災階が防火区画によって区画されている場合	火災となった防火区画内
3 共用部分に非常放送設備が設置されており、かつ、たて穴区画がなされている又はスプリンクラー設備が設置されている場合	火 災 階
4 共用部分に非常放送設備が設置されているが、たて穴区画及びスプリンクラー設備が設置されていない場合	火 災 階 以 上 の 階
5 上記以外の場合	全 階

別表第2（第8条関係）

改善指導例

判定区分 具体的指導内容	軽度の時間超過 (数秒～1分まで)	中度の時間超過 (1分～3分)	重度の時間超過 (3分以上)
	現状の体制のまま であっても、訓練 により改善を図る ことが可能なレベ ル。	活動計画自体の 見直しや設備的 な対策による所 要時間の短縮化 を図る必要があ るレベル。	かなりの規模の 設備設置や建築 構造の変更を行 い、活動限界時 間の延長を図る 必要があるレベ ル。
1 訓練による対応時間の短縮			
(1) 現状のまま、訓練回数を増やす。	○		
(2) 消防用設備等の基本的な操作の 習熟を図る。	○		
(3) 自衛消防隊員間の連携を図る。	○	○	
2 夜間の防火管理体制の変更			
(1) 指揮系統等組織体制を整備する。		○	○
(2) 夜間勤務者を増加する。			○
3 対応事項の変更			
(1) 初期消火作業で屋内消火栓を用 いる。(活動限界時間の延長可能)	○		
(2) 伝達方法の変更を行う。	○		
(3) 仮眠待機場所の変更を行う。		○	○
4 設備等の強化			
(1) 火災通報装置を設置する。	○		
(2) 非常放送設備を自動火災報知設 備と連動させる。		○	

(3) 非常放送設備のスピーカーを各客室内に設置する。		○	
(4) 避難器具を3階以上の全客室に設置する。		○	○
(5) エレベーターを非常用エレベーター又は停電時自動着床改良する改良する。		○	○
(6) 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する。		○	○
(7) スプリンクラー設備を設置する。 (活動限界時間の延長可能)			○
5 建物構造等の強化			
(1) 寝具類に防災製品を使用する。 (活動限界時間の延長可能)		○	○
(2) 内装の不燃化を図る。 (活動限界時間の延長可能)		○	○
(3) 客室と廊下間の区画性能を高める。 (活動限界時間の延長可能)			○
(4) 階段室をたて穴区画する。 (活動限界時間の延長可能)			○
(5) 各階を特定防火設備により、複数の区画により水平区画する。			○
(6) 安全な避難路を有するベランダを設置する。			○
(7) 屋外階段を増設する。			○
(8) 客室を減らす。			○
(9) 構造を変更する。 (活動限界時間の延長可能)			○

訓練結果記録書

防火対象物名称						
構造・規模・面積	構造	階建て	延べ	m ²	出火室名	階室
検証実施日	年	月	日	検証責任者		

検証結果	適・否（超過時間 分 秒）				
火災階	限界時間	分	所要時間（訓練開始～火災階の避難誘導完了）		分 秒
非火災階	限界時間	分	所要時間（訓練開始～非火災階の避難誘導完了）		分 秒

検証事項	実施要件		自衛消防隊員		検証員	検証結果	指摘事項
			人数	氏名			
1 出火場所の確認	・15秒経過措置（有・無）					適・否	
2 状況の確認	・非常用エレベーター等（有・無）					適・否	
3 消防機関への通報	・通報の方法（固定電話・火災通報装置・その他）					適・否	
4 初期消火	・屋内消火栓設備等（2人操作, 1人操作）					適・否	
	・消火器の併用（ 本） ・消火器のみ使用（ 本）					適・否	
5 情報伝達	・非常放送設備等（有・無） ・各室への直接伝達（不要・区画内・火災階・火災階以上の階・全階）	火災階				適・否	
		非火災階				適・否	
6 避難誘導	・スプリンクラー設備（有・無） ・避難階への誘導（有・無）	火災階				適・否	
		非火災階				適・否	
7 現場指揮本部	・公設消防隊への状況報告					適・否	